

《令和7年8月開催案内》

刈払機取扱作業安全衛生教育

厚生労働省労働基準局長通達(平成12年2月16日付基発第66号)

刈払機作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業に対する振動障害を防止することを目的として、安全衛生実施要領が定められています。事業者は、当該作業従事者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

一般社団法人 長崎県労働基準協会 諫早大村支部

1 日程及び会場

開催日	科目	時間	時間帯	会場
8/22 (金)	刈払機に関する知識	1	※受付は 9:20 まで 9:30~17:30 昼休み50分 及び 途中休憩含む	諫早市社会福祉会館 2F 多目的ホール ◆無料駐車場あり◆ (諫早市新道町 948) TEL0957-24-5100 お問合せは 3 の申込先へ
	刈払機を使用する作業に関する知識	1		
	刈払機の点検・整備に関する知識	0.5		
	振動障害及びその予防に関する知識	2		
	関係法令	0.5		
実技	刈払機の作業等	1		

2 実技準備品

作業服・運動靴・軍手(または皮手袋)

3 申込先

(一社)長崎県労働基準協会
諫早大村支部
FAX 0957-46-5264

〔申込についてのお問合せ先〕
☎ 0957-46-5263

4 受講費用

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(10%税込)
会員	¥8,360 (内税¥760)	¥2,750 (内税¥250)	¥11,110
一般	¥10,560 (内税¥960)	¥2,750 (内税¥250)	¥13,310

5 申込方法及び受付開始日

◆申込方法 **FAXのみ** 申込書を当支部へFAXしてください ※話し中等による未送信に注意

◆受付開始日 **7/23(水)9:00~定員に達し次第締め切り** ※9:00前のFAXは無効

◎本人確認書類はFAX不要です。後日、申込書原本の提出時をお願いします。

◎FAX受付後、請求書及び提出書類とお支払いについてのご案内をFAXします。

◎FAX受信ができない場合は、申込書内所属事業場のFAX番号欄に、電話希望、メール希望等とご記入のうえ、電話番号かメールアドレスをお知らせください。

◎申し込みが少ない場合、開催を中止することがあります。

6 申込の取消

8/12(火)17:00 までの連絡→受講料の全額返金

その後の連絡→返金できません

◆欠席される場合は、返金の有無にかかわらず必ずご連絡ください。

注意事項

所定の講習時間を受講できない場合は、修了証を交付することができません。

